

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年3月27日(2014.3.27)

【公表番号】特表2011-526585(P2011-526585A)

【公表日】平成23年10月13日(2011.10.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-041

【出願番号】特願2011-502342(P2011-502342)

【国際特許分類】

A 61 K 35/55 (2006.01)

A 61 P 17/16 (2006.01)

【F I】

A 61 K 35/55

A 61 P 17/16

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年2月6日(2014.2.6)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0003

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0003】

真皮では、実年齢及び光誘導の老化を引き起こす MMP 過剰生産は、酸化されたフリーラジカルによって刺激される。その上、太陽に晒された皮膚領域、例えば、顔の皮膚においては、UV線の他の有害効果が生じ、特に、不完全なコラーゲン合成、皮膚色素沈着、及び太陽弹性線維症（皮膚の弾性格子の崩壊として示される）が挙げられる。さらに、インビトロの試験によって、MMPがUV線処理を受けた皮膚線維芽細胞によって過剰生産される（Brennan et al. (2003) Photochem. Photobiol. 78: 43-48）。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0013

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0013】

本明細書中で意図するとき、「皮膚の老化」は、慢性的因子、例えば、機械的、酸化的、及び／又は光ストレスにより、皮膚成分の崩壊の結果として生じる皮膚欠陥に関する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

特に、皮膚の老化は、実年齢及び／又は光による老化の結果であり得る。「実年齢」とは、加齢の結果として生じる皮膚欠陥を指す。「光による老化」とは、光、特にUV線、より具体的にはUV-A線への皮膚被曝の結果として生じる皮膚欠陥を指す。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

好ましくは、本発明に係る方法は、以下：

- 個体から歯肉線維芽細胞を採取し；
- 歯肉線維芽細胞を培養し；
- 培養歯肉線維芽細胞から歯肉線維芽細胞由来産物を得て；
- 歯肉線維芽細胞由来産物を個体に投与する

工程を含む。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個体における光による老化の結果である皮膚の老化を美容的に予防し又は処置するための歯肉線維芽細胞由来産生物であって、前記歯肉線維芽細胞由来産生物が、歯肉線維芽細胞抽出物、及び歯肉線維芽細胞培養上清から選択される、産生物。

【請求項2】

皺又は肌の弾力性喪失を美容的に予防し又は処置するための請求項1に記載の産生物。

【請求項3】

顔の皮膚の老化を予防し又は処置するための請求項1又は2に記載の産生物。

【請求項4】

真皮内でエラスチン及び/又はコラーゲン合成を増加させるための請求項1～3のいずれか1項に記載の産生物。

【請求項5】

前記歯肉線維芽細胞由来産生物が、前記個体に局所的に又は皮内注射によって投与される、請求項1～4のいずれか1項に記載の産生物。

【請求項6】

前記歯肉線維芽細胞由来産生物が、前記個体から採取された歯肉線維芽細胞から得られる、請求項1～5のいずれか1項に記載の産生物。

【請求項7】

前記歯肉線維芽細胞由来産生物が、前記個体から採取され及び培養された歯肉線維芽細胞から得られ、そして前記歯肉線維芽細胞由来産生物が、前記個体に投与される、請求項1～6のいずれか1項に記載の産生物。